

定期積金

2024年3月18日現在

商品名(愛称)	定期積金(スーパー積金)
販売対象	・法人、個人
期間	・6ヵ月以上60ヵ月以内
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・1円単位 (乙種は100円単位)
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
給付補填金 (1) 利回り (2) 給付補填金の支払い方法 (3) 計算方法	・契約時に店頭表示の年利回りを満期日まで適用します ・給付補填金(お受け取り利息)は満期日以後に一括して支払います(給付契約金に含めて支払います) ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します
税金	☆法人のお客さま・・・総合課税 15.315% ☆個人のお客さま・・・源泉分離課税 20.315% ・2013年1月1日～2037年12月31日までの期間は、復興特別所得税が付加されております ・税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる給付補填金については、地方税の特別徴収が廃止となっております
手数料	———
付加できる特約事項	・個人の方は、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率) ・普通預金等からの自動振替による払込みができます ・満期日に自動的に解約し、ご本人名義の指定口座に給付契約金を一括して入金することができます なお、自動解約され指定口座へ入金後、当該積金の通帳は無効となります
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに支払います ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のコピーボードによりご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象預金となります 預金保険によって元本1,000万円までとその利息（給付補填金を含む）が保護の対象となります なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して1,000万円までとその利息が対象となります ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません